

入 札 公 告

分任契約担当
陸上自衛隊大津駐屯地
第397会計隊大津派遣隊長 岩崎 一也

下記のとおり、一般競争入札を実施します。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	予定数量
廃食用油（サラダ油）	仕様書のとおり	L	1,400
	以下余白		
履 行 場 所	大津市際川1丁目1番1号（陸上自衛隊大津駐屯地）		
履 行 期 間	契約締結後 ～ 令和6年3月29日 代金納入日から5日以内（令和6年3月29日までに搬出）		

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 令和4・5・6年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「物品買受」の等級が「C以上」の資格を有している者。
※ 入札時まで「資格審査結果通知書」の写を提出されたい。（FAXによる提出も可とする。）
- (2) 契約担当官から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊
仕様書の配布：当会計隊において配布する。希望者にはFAXする。

4 入札・現場説明会日時及び場所

実施しない。希望者には個別に対応する。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和5年5月10日（水）9：00
- (2) 場 所：陸上自衛隊大津駐屯地会計隊入札室
- (3) 郵便入札受領期限：令和5年5月9日（火）17時までに、本官の手元に届いたもの限り有効とする。

※ 入札に参加される場合は、令和5年5月9日（火）12：00までに第13項に示す「入札に関する問い合わせ先」まで連絡されたい。

6 落札決定方法等

消費税抜きの「単価」で入札するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金： 免除
- (2) 契約保証金： 免除
- (3) 違 約 金： 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 契約書作成の要否：落札決定後、速やかに契約書を作成する。

9 入札及び契約条件

- (1) 契約条項及び入札心得については、第397会計隊大津派遣隊契約班に掲示する。
- (2) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約は行わない。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札
- (3) 契約条項及び入札心得に違反した入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札

11 売払代金に関する事項

日時調整後の午前8時30分～12時00分の間に現金にて納付

12 搬出時間

代金納付後の平日午前9時00分～午後4時00分に搬出

13 その他

- (1) 電報・電話による入札は認めない。
- (2) 代表権のない者の入札は無効となるので、代理人による入札の場合は、**入札前に委任状を提出**すること。
- (3) 問い合わせ先

ア 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒520-0002 滋賀県大津市際川1丁目1番1号

陸上自衛隊大津駐屯地 第397会計隊大津派遣隊 契約班 担当：河端

TEL：077-523-0034（内線349） FAX：077-525-1324

イ 仕様書に関する問い合わせ先

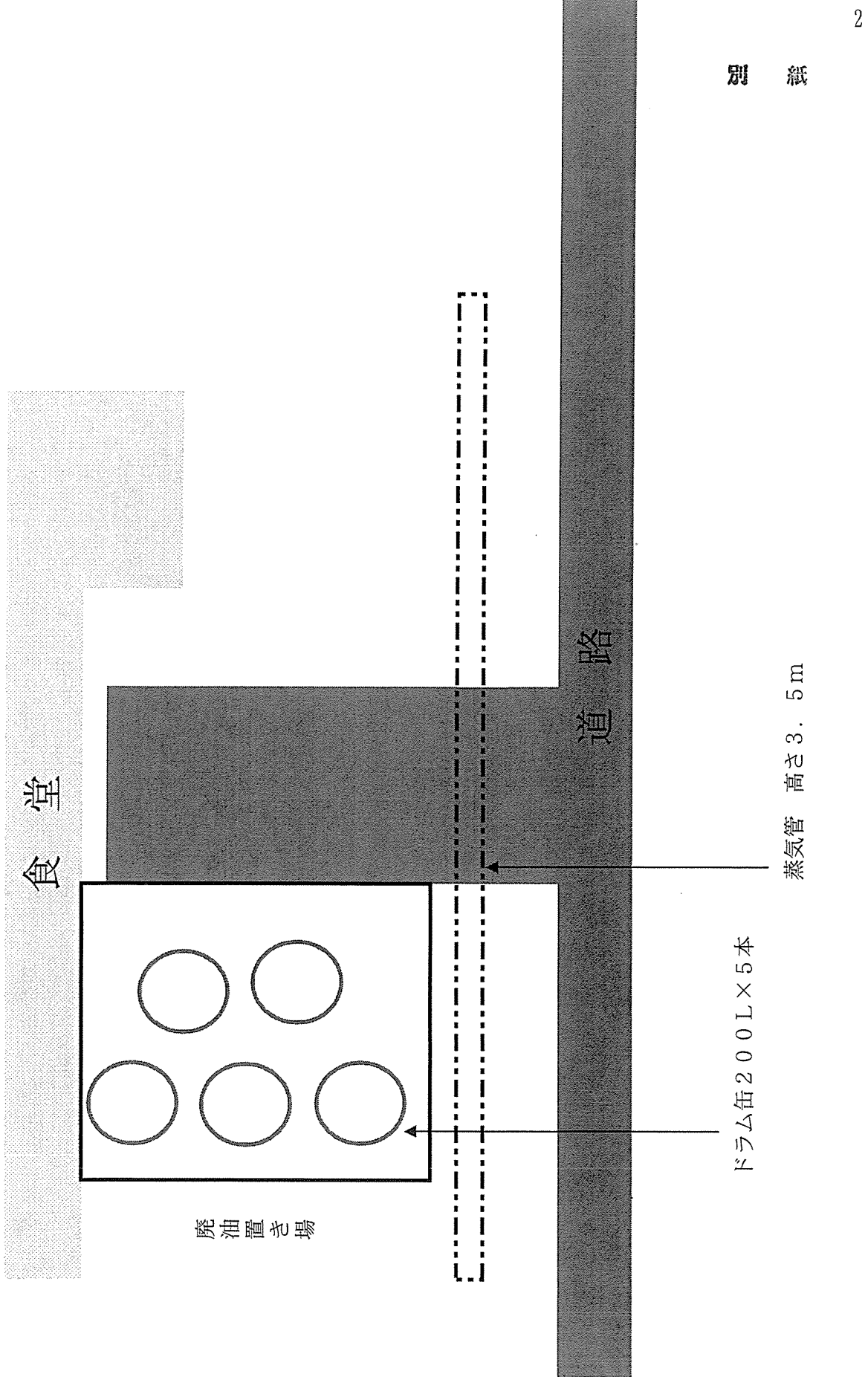
陸上自衛隊大津駐屯地業務隊 補給科 担当：上原（内線341）

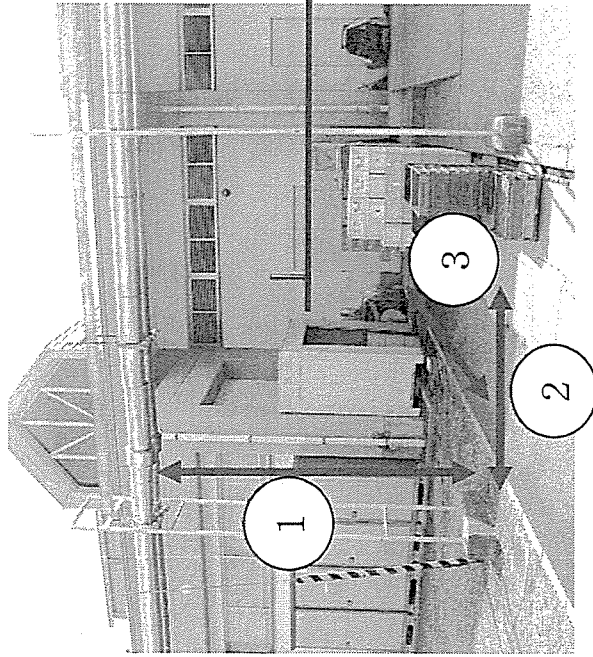
本公告は、陸上自衛隊大津駐屯地 第 397 会計隊大津派遣隊
陸上自衛隊大久保駐屯地 第 397 会計隊
陸上自衛隊今津駐屯地 第 397 会計隊今津派遣隊
に掲示しているとともに、陸上自衛隊中部方面ホームページにも掲載している。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

廃食用油（サラダ油）	作 成	令和 5 年 4 月 6 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等	大津駐屯地業務隊

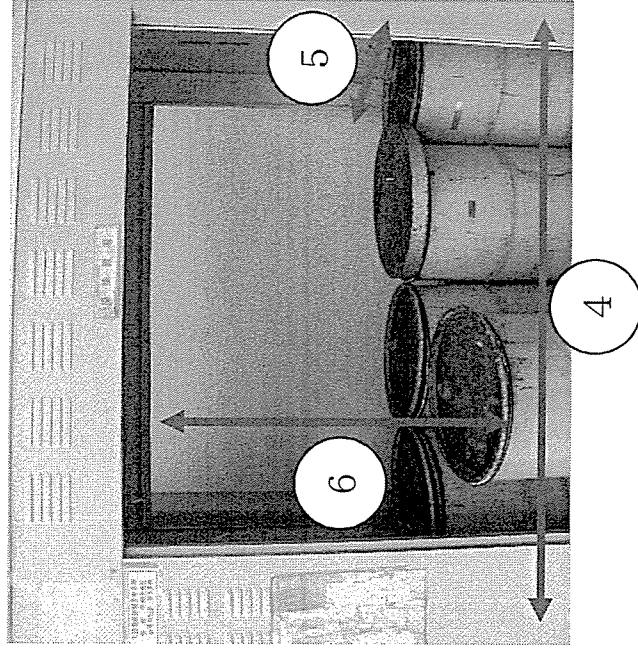
- 1 作業場所 滋賀県大津市際川1丁目1番1号
(収集場所) 陸上自衛隊大津駐屯地内食堂北側
- 2 定 義 この仕様書における「甲」とは、官側、「乙」とは請負業者をいう。
- 3 作業期間 契約日から令和6年3月29日
- 4 作業概要 当駐屯地食堂において発生する廃食用油（サラダ油）を駐屯地外へ搬出
- 5 廃油置場 「別紙」
- 6 一般事項
 - (1) 廃油入れ（ドラム缶等）は、「乙」が準備すること。
 - (2) 廃油回収時以降、施設等に損傷を与えた場合は、「乙」の責任において賠償するものとする。
- 7 予定数量 1400L
- 8 取引条件
 - (1) 甲乙調整の上指定した日に、「甲」の立会のもと廃油のみを収集する。
 - (2) 取引時間 0900～1600
 - (3) 回収方法 甲乙調整のもと決定
- 9 その他
 - (1) 収集した廃油数量を「甲」に書面で通知する。
 - (2) その他、定められていない事項は、その都度協議して決定する。





廃油置き場までの寸法

- ① 蒸気管までの高さ 300Cm
- ② 道幅 220Cm
- ③ 奥行 750Cm



廃油置き場の寸法

- ④ 幅 250Cm
- ⑤ 奥行 100Cm
- ⑥ 高さ 180Cm